

住工共生のまちづくり関連施策 の見直し（住工審議会）報告

平成31年1月23日
東大阪市 モノづくり支援室

目 次

1. 住工共生のまちづくり条例及び住工共生まちづくり
審議会
2. 審議内容（支援施策施策の見直しについて）

1. 住工共生のまちづくり条例及び住工共生まちづくり審議会

東大阪市住工共生のまちづくり条例

(平成25年4月1日施行)

東大阪市住工共生のまちづくり条例の目的

住工共生のまちづくりについての基本理念を定め、市民、モノづくり企業、建築主等、関係者及び市の責務を明らかにするとともに、住工共生のまちづくりの推進に関する基本的な事項を定め、住工共生のまちの実現に寄与する。

住工共生のまちづくりの基本理念

誰もが安全で快適に暮らせるまち、元気に働き活力あふれる経済活動が営まれるまち及びモノづくり企業が果たす役割の重要性を理解し、本市がモノづくりのまちであることに誇りを持てるまちの実現を図る。

住工共生のまちづくりの推進に関する施策

1. 市民とモノづくり企業が共生できる環境形成を促進する施策

例) 市内工業系地域で新たに住宅を建てる際の建築協議

2. 住工混在の緩やかな解消に資する施策

例) 工場移転に関する補助金、都市計画法上の手法の活用

3. モノづくり企業の立地の促進及び創業の継続を支援する施策

例) 工場立地に関する補助金、相隣環境の改善に関する補助金

4. その他住工共生のまちづくりに関する施策

例) 住工共生まちづくり協議会の認定

名 称	東大阪市住工共生のまちづくり審議会	
審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東大阪市住工共生のまちづくり条例の改廃に関すること 2. 住工共生のまちづくりの推進に関する取組みに関すること 3. モノづくり推進地域の指定及び指定の解除に関すること 4. その他住工共生のまちづくりの推進に関する重要な事項に関すること 	
委員	植田 浩史 慶應義塾大学経済学部教授 大石 房枝 成和校区自治連合会 女性部長 加茂 みどり 大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所 主席研究員 田中 聡一 公募委員 近畿工業株式会社 代表取締役 濱田 學昭 元和歌山大学特任教授 東大阪市都市計画審議会委員 東山 香子 株式会社エストロラボ 代表取締役 松浦 陽子 公募委員 東大阪市消費者団体協議会 会長 松尾 雅明 東大阪商工会議所 専務理事 松本 達志 近畿大学総合理工学研究科 博士課程 森本 信明 近畿大学名誉教授 東大阪市建築審査会委員	
任 期	2年	

2. 審議内容（支援施策施策の見直しについて）

1. 相隣環境対策支援補助金

住宅側から申し立てられた騒音や振動の苦情について、モノづくり企業が実施する建築物、設備等の改善対策に対して補助金を交付

2. 工場移転支援補助金

市内の工業系以外の用途地域で製造業を営むモノづくり企業が、工場を工業系の地域へ移転する際、機械設備の移転費用に対して補助金を交付

3. 事業用地承継支援対策補助金

モノづくり推進地域における一定要件に該当する製造業事業用地を、市の定める要件に該当する製造業の事業用地として売却した場合に土地の売主に対して補助金を交付

4. 住工共生まちづくり協議会支援補助金

住工共生のまちづくり条例に基づき認定された「住工共生まちづくり協議会」が実施する事業に対して補助金を交付

5. 住工共生モノづくり立地促進補助金

新たに市内で工場を立地し、製造業を営む場合、当該工場に係る土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税の一定割合に対して補助金を交付

2. 審議内容（支援施策施策の見直しについて）

- 「工場移転支援補助金」及び「相隣環境対策支援補助金」については、補助率を制度開始当初に戻す
- 「事業用地承継支援対策補助金」は現状維持

工場移転支援補助金及び相隣環境対策支援補助金については、平成26年度から平成30年度までの5年間を集中投資期間と銘打って支援を充実させていた。近年の利用件数の鈍化を受けて、平成31年度以降については、補助率を当初の1/2に戻す。補助上限額については、過去の利用実績等を鑑み、据え置く。

	平成25年度		平成26～30年度 (拡充)		平成31年度以降	
	補助率	上限額	補助率	上限額	補助率	上限額
工場移転支援補助金	1/2	300万円	2/3	500万円	<u>1/2</u>	500万円
相隣環境対策支援補助金	1/2	100万円	2/3	300万円	<u>1/2</u>	300万円
事業用地継承支援対策補助金	—	—	1/2	500万円	1/2	500万円

2. 審議内容（支援施策施策の見直しについて）

- 住工共生モノづくり立地促進補助金については、平成31年度以降段階的に縮小傾向に
- 用途地域毎に支援施策のメリハリをつける

- ①平成31、32年度 …… 特別用途地区を除き、補助期間を5年から3年に改正
 ②平成33年度以降 …… 工業専用地域について、補助率をそれぞれ1／2から1／4へ改正
 （これにより最大でも固定資産税、都市計画税の1／2が補助金として交付）

【補助要件と補助期間の変遷】

	工業専用地域	モノづくり推進地域		特別用途地区 (H29.4.1施行)
		工業地域	準工業地域の9.1%	
H15.4.1～H23.9.30	1,000㎡以上・3年	1,000㎡以上・3年	—	—
H23.10.1～H26.3.31	1,000㎡以上・3年	500㎡以上・3年	—	
H26.4.1～H28.3.31	同上	同上	500㎡以上・3年	
H28.4.1～	1,000㎡以上・5年	500㎡以上・5年	500㎡以上・5年	
H29.4.1～	同上	同上	同上	面積要件無し・5年
平成31、32年度	1,000㎡以上・3年	500㎡以上・3年	500㎡以上・3年	同上
平成33年度以降	同上。ただし、補助率をそれぞれ1/4とする	同上	同上	同上